

## 第 233 回：定額減税<sup>1</sup>について

税制改正に伴い、令和 6 年分所得税、令和 6 年度分個人住民税について定額による所得税の特別控除（定額減税）が実施されることになりました。

今回は、定額減税の概要と 6 月以降に発生する業務について取り上げます。

あくまでも一時的な措置のため、特別対応という位置づけです！（2025（令和 7）年分でも継続されるかは、現状未確定。）

### ■誰が対象になるのか？

定額減税の対象となるのは、下記の条件を満たす方です。

- ① 居住者（国内に 1 年以上住んでいること）
- ② 合計所得金額が 1,805 万円以下（※）

※1 所得税は令和 6 年分、個人住民税は令和 5 年分の合計所得金額をもとに対象の判定を行います。

※2 給与収入のみの場合、年収 2,000 万円以下

子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除の適用を受ける方は、2,015 万円以下

### ■いくら減税されるのか？

減税額は、扶養の有無によって異なり、下記の通りとなっています。

	所得税	個人住民税（所得割）
本人	3 万円	1 万円
同一生計配偶者（※1、※2）がいる場合	+ 3 万円	+ 1 万円
扶養親族がいる場合（※2、※3）	+ 3 万円/人	+ 1 万円/人

※1 同一生計配偶者とは、控除対象者と生計を一にする配偶者のうち、合計所得金額が 48 万円以下（給与等の収入金額が 103 万円以下）の人です。（ただし、青色専従者等を除きます。）

※2 居住者（国内に 1 年以上住んでいること）に限ります。

※3 所得税の扶養条件とは異なり、16 歳未満も含まれます。

### ■給与計算ではいつからどんな業務が必要になるのか？

定額減税では、給与計算において新たな業務が発生します。

#### 【所得税】

◇毎月の給与計算で行う業務（月次減税事務）

#### ① 対象者を確認する。

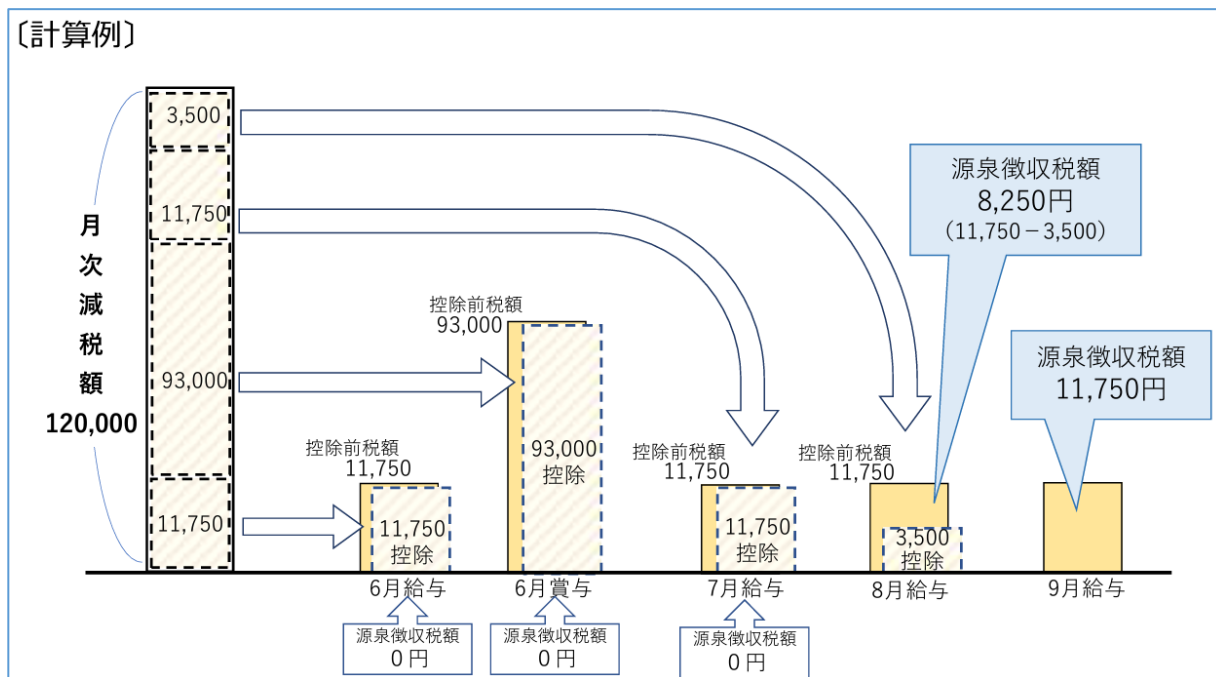
令和 6 年 6 月 1 日現在勤務している人から、扶養控除申告書を提出している（＝源泉徴収税額表の甲欄が適用される）居住者の人を抽出します。

※合計所得金額が 1,805 万円を超えると見込まれる従業員も含まれます。

<sup>1</sup> 2023（令和 5）年 11 月 5 日に閣議決定による。

※6月2日以降に入社した従業員については対象外とします。

- ② 「各人別控除事績簿」を作成し、減税額を計算する。  
(例) 同一生計配偶者：あり、扶養親族：2名の場合  
⇒「同一生計配偶者と扶養親族の数」は3名となるので、  
3万円(本人分) + 3万円×3名=12万円
- ③ 6月支給分の給料・賞与から順繰りに差し引いていく。



(国税庁)「給与等の源泉徴収事務に係る 令和6年分所得税の定額減税のしかた」より

#### ◇年末調整の際に行う業務(年調減税事務)

年末調整時点の定額減税額に基づき、年間の所得税額との精算を行います。年末調整に関する詳しい業務内容については、2024(令和6)年9月頃より順次、国税庁ホームページに掲載される予定です。

#### 【住民税】

定額減税額については、「特別徴収税額の決定・変更通知書」に記載されます。定額減税対象者については、6月は特別徴収を行わず、定額減税後の税額を7月分から徴収します。

#### ■【所得税】月次減税事務に必要な書類

- ・(国税庁)各人別控除事績簿

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/teigaku/xls/kojo.xlsx>

- ・(国税庁)令和6年分 源泉徴収に係る定額減税のための申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書(年末調整で提出した扶養控除申告書から変更がある場合のみ必要)

[https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/teigaku/pdf/0024002-044\\_01.pdf](https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/teigaku/pdf/0024002-044_01.pdf)

6月以降のスムーズな給与計算業務のため、5月までの準備が大変重要になります。

具体的な業務内容で不明な点・ご質問等がございましたら、当事務所までいつでもご相談ください!